障害者スポーツの推進について

中間報告

（注）報告書の別添資料は、容量の関係で添付しておりません。

平成２８年 １２月１４日

文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース

目次

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（１）障害者スポーツ推進タスクフォース設置の趣旨

（２）検討事項

２．これまでの経緯・検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（１）民間企業等からのヒアリング

（２）障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査

３．障害者スポーツ推進のための具体的取組・・・・・・・・・・・・・・5

（１）障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング

（２）障害者スポーツ支援に取り組む民間企業へのインセンティブ

①　障害者スポーツ支援中小企業等認定ロゴマークの作成及び活用

②　障害者スポーツ関係の表彰制度等の創設

（３）障害者スポーツ団体の事務局機能の強化

（４）その他の障害者スポーツ推進に向けた取組

（別添資料）

別添1　文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース設置要項・・・・・10

別添2　検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

別添3　ヒアリング企業等提出資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（別添3－1）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（別添3－2）三菱商事株式会社

（別添3－3）オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（別添3－4）ジャパンライフ株式会社

（別添3－5）株式会社乃村工藝社

別添4　障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査（調査票）・・・59

別添5　障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果（概要版）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・62

別添6　障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果（詳細版）・65

別添7　障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果

（ニーズ別分類）・・71

別添8　障害者スポーツ関係団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・78

別添9　スポーツ分野における顕彰・表彰等制度・・・・・・・・・・・・78

別添10　日本財団パラリンピックサポートセンター・・・・・・・・・・80

別添11　クレジットカード等のポイントを活用した事例・・・・・・・・82

別添12　障害者サッカー協議会の取組事例・・・・・・・・・・・・・・83

１．はじめに

（１）障害者スポーツ推進タスクフォース設置の趣旨

　2020年東京パラリンピック競技大会の成功や、共生社会実現等の大会後のレガシー創出のためには、障害者スポーツに対する国民の関心を高めるとともに、社会全体で障害者スポーツの支援に取り組むことが必要である。

　また、スペシャルオリンピックスやデフリンピックをはじめ、パラリンピック以外の障害者スポーツについては、パラリンピックに比べて認知度や支援が十分ではない（表1）との指摘もあり、障害者スポーツ全体について支援に取り組むことが必要である。

　このため、文部科学省では、水落文部科学副大臣を主査、樋口大臣政務官及び田野瀬大臣政務官を副主査とする文部科学省障害者推進タスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）を本年10月に設置し、障害者スポーツの推進について検討を進めているところである（設置要項は別添1参照）。

表1　各国におけるパラリンピック等の認知度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査実施国 | パラリンピック | スペシャルオリンピックス | デフリンピック |
| 日本（n=1,560） | ９８．２％ | １９．８％ | １１．２％ |
| ドイツ（n=530） | ９６．８％ | ４５．７％ | １４．７％ |
| アメリカ（n=530） | ７１．７％ | ９４．０％ | ２５．５％ |
| 韓国 (n=530) | ７４．７％ | ５０．９％ | ５９．４％ |
| フランス(n=530) | ９６．８％ | ３１．１％ | １０．２％ |
| オーストラリア(n=525) | ９３．９％ | ７７．０％ | ３０．１％ |

※認知度＝「内容を知っている（詳細認知）」＋「見たり聞いたりしたことがある（名称認知）」

（出典）日本財団パラリンピック研究会「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」報告書（平成26年11月）

（２）検討事項

　本タスクフォースの具体的な検討事項は、以下のとおりである。

　①　障害者スポーツに対する社会の理解促進・認知度向上

　②　スポーツを行う場や障害者スポーツ用具の確保等、障害者スポーツの環境整備

　③　民間企業等とのマッチング等、組織面・財政面でぜい弱な障害者スポーツ団体への支援

　④　身近な地域での障害者スポーツイベントの充実、障害者スポーツに関する国際大会の招致等、障害者スポーツ大会・イベントの推進

　⑤　上記（１）～（４）に係る、スポーツ団体や民間企業等との連携

　⑥　その他必要な事項

　特に、本タスクフォースでは、上記に掲げた問題意識の下、当面、検討事項③に掲げる「民間企業等とのマッチング等、組織面・財政面でぜい弱な障害者スポーツ団体への支援」を中心に、集中的に検討を行うこととした（検討経過は別添2参照）。

２．これまでの経緯・検討

　上記１の検討を行うに当たっては、障害者スポーツを取り巻く実態を把握する必要があることから、障害者スポーツ団体に支援を行っている民間企業等からのヒアリングを行うとともに、障害者スポーツ団体の支援ニーズ等を把握するための調査を行った。

（１）民間企業等からのヒアリング

　　　すでに障害者スポーツ団体や障害者アスリートの支援を実施している企業等からヒアリングを行った。それぞれのヒアリング概要は以下のとおりである（各企業等からの提出資料は別添3のとおり）。

　　①　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

　　　　社員研修に障害者スポーツ支援の講座を導入したり、地方の自治体と連携して障害者スポーツイベント等での運営ボランティアを実施するなど、様々な障害者スポーツ推進に関する取組を行っている。また、障害者アスリートの雇用も積極的に行っており、アスリート自身の意識を変えるための懇談会や研修等を実施している。

　　②　三菱商事株式会社

　　　　「DREAM AS ONE.」という基本理念に基づき、障害者スポーツの裾野を広げるとともに、障害者スポーツに対する理解度・認知度を高めるための活動を行っている。太陽の家と共同出資でシステム開発会社「三菱商事太陽」を設立したり、大分国際車いすマラソン大会の運営にボランティア等で積極的に関わるなどの取組を行っている。

　　③　オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

　　　　障害者と健常者がスポーツを通じて交わることで、真の共生社会の実現を図ることを目的に、22社が参加した障害者スポーツサポートＷＧを立ち上げ、障害者スポーツ体験会の開催や交流会を通じた普及支援を開始している。ＷＧの幹事企業である東京ガスでは、障害者スポーツサポートの一環として、ポイントプログラムにより障害者スポーツ団体への寄付ができる制度を導入している。

　　④　ジャパンライフ株式会社

　　　　オリンピックアスリートの雇用を検討したことをきっかけとし、アスナビ[[1]](#footnote-1)を活用して障害者アスリートを雇用するに至った。現在雇用しているのは自社工場近隣に在住している障害者アスリート1名であり、大会や練習に係る費用は会社が負担している。すでにメジャーな競技団体では支援が進んでいる一方、マイナーな競技団体に支援を行おうとしても、競技団体の組織が脆弱で、支援を必要としている人や内容の把握ができないため、話が進まない。

　　⑤　株式会社乃村工藝社

　　　　アスナビを活用し、パラ・パワーリフティングの選手1名を雇用している。選手には、トレーニングルームの開設といった支援を行っているほか、社内セミナーで、選手の活動等を紹介し、競技の魅力に対する理解の促進や応援の重要性を共有している。当該選手の雇用により、社員の連帯感の醸成、社員の士気の高揚や社会的認知度の向上といった効果がみられる。

（２）障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「日障協」という。）及びJPC加盟の障害者スポーツ団体76団体を対象に、①民間企業からの支援の状況、②民間企業からの支援への具体的ニーズ、③団体運営における課題、④障害者スポーツの推進に必要な取組の4項目について調査を行った。

平成28年12月14日現在、76の障害者スポーツ団体のうち、46団体から回答を得たところであり（回答率：約61％。調査票は別添4のとおり）、その概要は下記のとおりである。

　　・民間企業からの支援の現状については、スポンサーや協賛企業等から高額の支援を受けている団体がある一方で、支援なしの団体も多数あり、団体により大きな差が見られる。

　　・民間企業からの支援への具体的ニーズについては、回答を主なニーズごとに5つの分野で分類すると、①日常生活支援：46団体、②大会イベント支援：18団体、③選手支援：5団体、④事務局体制支援：30団体、⑤広報支援：22団体となっている（表2参照、各団体の支援ニーズの詳細等は別添5～8参照）。

表2　障害者スポーツ団体支援ニーズ

団体数

支援ニーズ内容

　　・団体運営における課題については、多くの団体が事務局体制や運営資金等の活動の基盤が極めて脆弱なことを挙げている。

　　・障害者スポーツの推進に必要な取組については、障害者スポーツ（特にパラリンピック競技以外の競技）に係る認知度向上をはじめとした普及促進支援、複数の障害者スポーツ団体の財務・会計・広報等を代行する総合的な事務局支援、公共施設関係者への理解促進等による活動の場の確保、教育現場での障害の有無に関わらないスポーツ活動の推進、障害者と健常者が一体となった活動の推進等について、国や地方公共団体等の支援を求めている。

　　　なお、民間企業からのヒアリングにおいて、障害者スポーツ団体に対する支援を行おうとしても、団体の支援ニーズが分からないといった声が上がっている状況を踏まえると、障害者スポーツ団体側においても情報発信等に積極的に取り組むことが求められる。

３．障害者スポーツ推進のための具体的取組

　上記2の、各企業等からのヒアリング結果や、障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果を踏まえ、当面、下記の事項について、文部科学省と関係団体が連携して取組を推進することが必要である。

（１）障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング

　　　障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果を活用し、今後、支援を求める障害者スポーツ団体と、支援の意向を持ち具体的なニーズにも対応することができる民間企業とを結びつける（マッチング）ための取組を行う。

　　　まずは、調査結果を、多くの企業へ周知する。具体的には、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会、中小企業家同友会、日本ニュービジネス協議会連合会等の経済関係団体の関係企業、日本障がい者スポーツ協会の支援企業等について、関係団体を通じて周知する。その上で、支援に関心を示した企業に対して個別に要請を行う。

　　　さらに、スポーツ庁主催の会議、スポーツ関係団体の会議、スポーツ関係の議員連盟の会議等、スポーツ関係の様々な会議でも調査結果を周知し関係者の協力を要請する。

（２）障害者スポーツ支援に取り組む民間企業へのインセンティブ

障害者スポーツ支援に取り組む民間企業を増やすためには、民間企業が障害者スポーツ支援に取り組むための動機付け（インセンティブ）も必要である。このため、以下の2つの取組を行うこととする。

1. 障害者スポーツ支援中小企業等認定ロゴマークの作成及び活用

　　　障害者スポーツ支援企業に対する認定ロゴマークを国が作成し、障害者スポーツ団体への支援を行った民間企業は、一定の要件の下に、当該国のロゴマークを使用できることとする。

　　　対象企業については、現在、日障協が日障協ロゴマークの使用も含めたオフィシャルパートナー制度を導入していること、本取組の主眼は現在十分な支援を受けておらず少額の支援にもニーズがある障害者スポーツ団体と中小企業をはじめとした新たな支援企業とのマッチングの開拓等支援の裾野を拡大することである点等を踏まえ、日障協のオフィシャルパートナー制度に参画していない中小企業等とすることが適当である。

ロゴマークの具体的なデザインに当たっては、国がスポーツ振興の方策として取り組むものであることから「スポーツ庁シンボルマーク[[2]](#footnote-2)」を活用した上で、障害者スポーツ支援の取組に障害者自身が参画する観点から、障害者デザイナー[[3]](#footnote-3)の協力を得て、新たなロゴマークの作成を行うことが適当である。

1. 障害者スポーツ関係の表彰制度等の創設

　　　現在、文部科学省では様々なスポーツ関係の顕彰・表彰制度を設けており、障害者スポーツの関係では、例えばパラリンピック競技大会やデフリンピック競技大会といった世界的な大会で優秀な成績を収めた選手個人や選手を支援している民間企業等に対する顕彰・表彰制度[[4]](#footnote-4)がある。また、「生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰」の中で、障害者スポーツ関係者や関係団体の表彰を行っているものの、障害者スポーツに特化した表彰制度は設けられていない（別添9参照）。

　　　このような状況を踏まえ、今後、障害者スポーツに特化した表彰制度を創設した上で、その中で、民間企業も積極的に推薦・表彰されうる仕組みについて検討することが必要である。その際、名称については「支援」に力点を置き、「功労」や「優良」ではなく、「障害者スポーツ支援者及び障害者スポーツ支援団体表彰」とすることも考えられる。

　　　一方、表彰制度は一定期間の継続的な実績を要件として課すことが一般的であることから、障害者スポーツ団体への1回限りの寄付だけをもって表彰対象とすることは困難である。このため、障害者スポーツ団体への支援を初めて行った民間企業等の取組に対しては、上記①のロゴマークの使用に加え、スポーツ庁長官感謝状を授与することを検討することが適当である。その上で、一定の要件の下に継続的に障害者スポーツ団体への支援を行った民間企業等に対しては、今後創設する上記の表彰制度により表彰を行うこととする。

（３）障害者スポーツ団体の事務局機能の強化

　　　上述のように、多くの障害者スポーツ団体が、団体運営における課題として、事務局体制や運営資金等の活動の基盤が極めて脆弱なことを挙げている。また、民間企業等からのヒアリングにおいても、支援を行おうとしても、競技団体の組織が脆弱で、支援を必要としている人や内容の把握ができないため、話が進まないことなどが指摘された。

障害者スポーツ団体の事務局機能への支援としては、日本財団が、平成27年にパラリンピックサポートセンターを設置し、共同オフィスの無償提供や団体運営に伴う業務（経理処理、国際業務）のサポート等、競技団体の組織基盤の強化支援に取り組んでいる（別添10参照）。ただし、同センターはパラリンピック競技に関連する団体のみを支援対象としているため、比較的認知度の低い競技の障害者スポーツ団体は、センターの支援を受けることができない状態である。

　　　このため、国としても、障害者スポーツ団体全体に対する事務局機能強化の支援の充実を検討することが必要である。例えば、日障協等の統括団体による各障害者スポーツ団体の団体運営への相談助言や事務支援等の機能・役割を充実する方策等について検討することが考えられる。

（４）その他の障害者スポーツ推進に向けた取組

　　　上記（１）～（３）以外の取組についても、引き続き本タスクフォースにおいて検討を行うこととしているが、障害者スポーツ団体の支援ニーズ等に関する調査結果を踏まえると、下記の点についての取組も進めることが必要である。

1. 各種ポイントによる障害者スポーツ団体への支援

上記（１）の障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング以外にも、民間企業による様々な取組が期待される。例えば、民間企業等からのヒアリングにおいてもポイントプログラムにより障害者スポーツ団体への寄付ができる制度の導入事例の紹介があったが、オリンピック関係では、JOCとVISAが連携してクレジットカードのポイントを寄付ができる制度が導入されている（別添11参照）。このような取組が、障害者スポーツ全般にわたって導入されることが期待される。

②　スポーツ団体と障害者スポーツ団体との連携強化

上記（３）の障害者スポーツ団体の事務局機能の強化については、国による取組以外にも、スポーツ団体と障害者スポーツ団体が連携した取組が行われることが期待される。

例えば、公益財団法人日本サッカー協会(JFA)では、7つの障害者サッカー団体[[5]](#footnote-5)が構成員となった障がい者サッカー協議会を設置し、障害者サッカーへの支援の推進方策等を検討してきた。その結果、平成28年4月1日には、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟(JIFF, Japan Inclusive Football Federation)が設立されるに至り、JIFFが7団体とJFAとの連携窓口や、障害者サッカー・スポーツの発展に向けた施策の企画・立案・実施等の機能を担っている（別添12参照）。また、トライアスロン（公益社団法人日本トライアスロン協会）やテコンドー（全日本テコンドー協会）のように、障害の有無に関わらず同一の団体でスポーツの推進等に取り組んでいる競技団体もある。

このように、障害の有無に関わらずスポーツ団体が一体となって活動に取り組むことは、各障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や広報の充実といった観点から有効であると考えられることから、同様の取組が他の競技団体でも広がることが期待される。

③　障害者スポーツの場の確保

調査結果では、スポーツ大会等への支援とともに、大会会場や日常の練習の場等、障害者スポーツの場の確保に対する支援の意見が多く出された。このため、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり、障害者が使用できるスポーツ施設の拡大、スポーツ振興くじ助成（toto助成）等による支援を推進することが必要である。

④　障害者スポーツ団体による積極的な情報発信

　　　調査結果では障害者スポーツ団体は様々な支援ニーズを持っていることが明らかになったが、一方で、民間企業からの支援を受けるためには、各障害者スポーツ団体においても、より支援を得られやすくするための取組が不可欠である。

例えば、本タスクフォースでの企業からのヒアリングにおいて、自社工場所在地に在住している有力選手の雇用の紹介があったことを踏まえると、各競技の有力選手の活動場所等の情報をＨＰ等で積極的にＰＲする取組を行うなど、支援者側に配慮した情報発信の工夫改善に各障害者スポーツ団体が取り組むことが、障害者スポーツ選手の雇用や、障害者スポーツ団体の支援につなげるためには必要である。

また、インターネット経由で資金協力を求める取組（クラウドファンディング）や企業の研修に対するプログラム提供といった取組により資金調達を行っている団体も見受けられることから、同様の取組が広がることも期待される。

別添１

「文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース」の設置について

１．趣旨

 ２０２０年東京パラリンピック競技大会の成功や，共生社会の実現等の大会後のレガシーの創出のためには，障害者スポーツに対する国民の関心を高めるとともに，社会全体で障害者スポーツの支援に取り組むことが必要である。

　また，スペシャルオリンピックスやデフリンピックをはじめ，パラリンピック以外の障害者スポーツについては，パラリンピックに比べて認知度や支援が十分ではないとの指摘もあり，障害者スポーツ全体について支援に取り組むことも必要である。

　障害者スポーツの所管が平成２６年度に厚生労働省から文部科学省に移管され，文部科学省としても様々な取組を行っているところであるが，スポーツ団体や民間企業等とも連携して社会全体の取組に発展させるために，「文部科学省障害者スポーツ推進タスクフォース」（以下「TF」という。）を設置する。

２．検討事項

（１）障害者スポーツに対する社会の理解促進・認知度向上

（２）スポーツを行う場や障害者スポーツ用具の確保等，障害者スポーツの　 　環境整備

（３）民間企業等とのマッチング等，組織面・財政面でぜい弱な障害者スポ　　　ーツ団体への支援

（４）身近な地域での障害者スポーツイベントの充実，障害者スポーツに関　　　する国際大会の招致等，障害者スポーツ大会・イベントの推進

（５）上記（１）～（４）に係る，スポーツ団体や民間企業等との連携

（６）その他必要な事項

３．運営

・本TFの庶務については，関係課室の協力を得て，スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室がこれを処理する。

・TFの議事は，原則，非公開とする。

・本TFの構成員は「４．構成員」のとおりとするが，検討の状況に応じて必要な者を構成員（オブザーバーも含む）に加えることができる。また，TFにおいては，オブザーバー以外のスポーツ団体・民間企業等からヒアリング等を行うものとする。

・構成員による討議，関係団体からのヒアリング等を行った上で，年度内を目途に本TFの検討結果のとりまとめを行う。

・本TFの検討や取組にあたっては，必要に応じて，「Specialプロジェクト２０２０」の取組と連携を図る。

４．構成員

（主査） 　　水落　敏栄　　文部科学副大臣

（主査代行）　樋口　尚也　　文部科学大臣政務官

（主査代行）　田野瀬　太道　文部科学大臣政務官

　　　　　　 髙橋　道和　　スポーツ庁次長

 木村　徹也　　スポーツ庁審議官

　　　　　　　雪下　岳彦　　スポーツ庁参与

井上　仁　　　スポーツ庁健康スポーツ課長

田中　聡明　　スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室長

稲毛　健一　　同室長補佐

本多　秀幸　　スポーツ庁政策課課長補佐

後藤　教至　　スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）企画官

猪股　康博　　スポーツ庁国際課課長補佐

松田　典明　　スポーツ庁参事官（地域振興担当）企画官

名子　学　　　スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課課長補佐

平野　博紀　　スポーツ庁競技スポーツ課課長補佐

（オブザーバー）山田 登志夫 （公財）日本障がい者スポーツ協会常務理事

1. 企業と現役トップアスリートとを無料でマッチングする、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）や公益財団法人日本パラリンピック委員会（JPC）の就職支援制度。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 分かりやすく親しみのあるイメージで、スポーツの重要性やスポーツ施策への理解を増進させ、施策を広く内外に広報するためのシンボルマーク。カタカナの「ス」や漢字の「人」をベースにデザインされたものであり、右上に伸びる太い二重線と太陽を連想させるオレンジの色があいまって、ぱっと見て印象に残るような「力強さ」を持っている。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 本年１０月に、スポーツ・文化・ワールド・フォーラム関連事業として、文化庁が開催した障害者とアート・デザインの未来をめぐる展覧会に作品を出展した障害者デザイナー。 [↑](#footnote-ref-3)
4. オリンピック・パラリンピック競技大会優秀者顕彰（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第2号））、オリンピック・パラリンピック競技大会優秀者入賞者等表彰（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成4年8月10日文部大臣裁定）、デフリンピック競技大会入賞者等表彰（デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成27年3月12日文部科学大臣決定））及び国際競技大会優秀者等表彰（国際競技大会優秀者等表彰要項（平成9年9月3日文部大臣裁定）） [↑](#footnote-ref-4)
5. 日本知的障がい者サッカー連盟、一般社団法人日本ろう者サッカー協会、日本脳性麻痺7人制サッカー協会、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会、特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会、一般社団法人日本電動車椅子サッカー協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルフットボール協会 [↑](#footnote-ref-5)